

■大阪府庁舎内アンテナショップ出店審査基準の見直し

- 店名:「福祉のコンビニ こさえたん」
- 場所:大阪府庁別館1階(府庁内郵便局横)(H29.3~)
※前身:「まちのパンやさん」(H21~29)(府庁本館1階)
- 販売品目:パン、弁当、焼き菓子、雑貨等
- 営業日等:毎週月~金曜日(祝日休み)11時~17時

■パン・お弁当の出店状況

新規や撤退の事業所もあり。令和8年度はパンの出店事業者が不足
撤退理由 物価高による経営見直し、職員退職、高齢化による人手不足など

年度	R6	R7	R8
参加数	10	12	9
増減	新規2	新規3 撤退1	撤退3

■審査

- ・毎年12月頃、来年度(4~3月)出店事業所の募集を実施。
- ・審査基準に基づき審査し選定

■審査基準の主な変更内容

- 応募要件:すべての要件充足の場合に出店可とする。
 - ・食品製造・販売に一定の実績がある事業所を選定し、府庁内で販路提供
 - ・「食品」を取り扱うための要件の整備
 - ・運営指導状況や虐待防止等の要件の整備
 - ・継続出店、新規出店の場合の要件の整備
- 応募内容審査項目:応募多数及び出店シフト希望重複の場合の優先順位付けのために審査
 - ・より審査しやすくシンプルな項目に変更
 - ・工賃実績の項目は削除し、就労支援につながっているかの項目を追加
- 審査基準の変更

変更の場合、工賃委員会にて意見聴取と規定
空気が続いており、店舗運営状況に応じた柔軟な出店条件の変更を今後検討
→工賃委員会にて意見徴収するの文言の削除
今後は、府にて、必要な変更があれば対応。 今後も進捗状況は委員会にて報告予定。



大阪府庁舎内アンテナショップ 出店事業所選定審査基準(改正案)

1. 応募要件

全要件に該当する場合、出店可とし、応募内容審査項目について審査する。

※(1)については、出店募集締切までに使用承認申請済であれば受付可。

※年度は、4月1日から翌年3月31日までを1年度の単位とする。

- (1) 「こさえたんロゴマーク」の使用承認を得ている大阪府内の障がい福祉サービス事業所であること
- (2) 事業所工賃向上計画シートを大阪府に提出していること
- (3) 応募部門(パン・弁当)に係る食品の製造及び販売について、申請時点で開始日から1年以上経過しており、一定の販売実績があること
- (4) 食品衛生法に基づき必要とされる食品営業許可を取得していること
- (5) HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行っており、食品衛生研修を年1回以上実施していること
- (6) 食品表示法及び食品表示基準に基づき、適正な食品表示を行っていること
- (7) 生産物賠償責任保険(PL保険)に加入していること
- (8) 商品の搬入、搬出について、自己の負担により対応できること
- (9) 募集要項に記載の出店条件(期間、頻度、販売体制等)について承諾し、継続的に販売・店舗運営協力ができること
- (10) 申請日を含む過去3年度において、障害者総合支援法第49条及び第50条に規定する勧告、命令、指定の取消を受けていないこと
- (11) 申請日を含む過去3年度において、障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待に関する指導を受けていないこと
- (12) 事業実施に係る法令、条例等を遵守しており、社会通念上、出店にふさわしくないと判断される状況に無いこと
- (13) 継続出店の場合は、店舗運営に対する非協力的な態度等、運営上の支障となる行為がないこと
- (14) 新規出店の場合は、食味審査を実施し、販売に支障がないと認められること

2. 応募内容審査項目

応募内容審査項目については、3段階で評価し、合計点で順位付けを行う。

応募多数及び出店シフト希望重複の場合に、上位順位より優先して出店決定する。

- (1) パンまたはお弁当の年間メニュー数は十分か
- (2) パンまたはお弁当の一日提供可能個数は十分か
- (3) 味、品質、価格が販売するのに十分か
- (4) 製品PRに独自性、工夫などがあるか
- (5) 製造・販売工程における利用者の作業内容が、適切な就労支援につながっているか
- (6) 出店を通じた工賃向上について、前向きな意欲や具体的な目標があるか
- (7) 昨年度の店舗運営・販売に協力的であったか(継続出店の場合)
- (8) 販売実績(新規出店の場合) 販売頻度

上記審査基準に改正が必要な場合、改正は福祉部障がい福祉室自立支援課長が行うものとする。

選定審査において考慮対象とするもの

- ・出店応募申込書
- ・ヒアリング内容 ※必要に応じて実施
- ・当該事業所の事業所工賃向上計画シート
- ・当該事業所の工賃実績（前年度工賃実績調査結果）

審査

応募要件審査項目

- (1) 事業所工賃向上計画シートを提出しているか
- (2) 「こさえたんロゴマーク」の使用承認を得ているか
- (3) 食品表示基準に基づく正しい表示を行っているか
- (4) 商品の搬入、搬出について、自己の負担により対応できるか
- (5) 利用者および支援員が最低1名ずつ、店舗内の販売活動（11:30～13:30）に従事できるか
- (6) 出店希望シフトは適正か（少なくとも2週間に1回は出店可能か）
- (7) 今回募集期間を通じて出店可能か

⇒全項目について「適」の場合、要件審査「適」とし、応募内容審査項目について審査する。

※(2)については、申請中または申請予定の場合は、「適」で仮置きして内容審査を実施。ただし、出店募集締切時までに承認要件を満たす申請がない場合は「否」とする。

応募内容審査項目

顧客満足度・売上貢献度

- (1) 魅力ある商品を提供できるか（販売品目が適正か）
- (2) パンまたはお弁当の販売品目数は充分か

実施可能性

- (1) パンまたはお弁当の提供可能個数が適正か
- (2) 十分な販売実績を有しているか

実施者適性

- (1) 工賃実績は充分か
- (2) 積極的、意欲的に工賃向上計画支援事業に参加しているか
- (3) 食品衛生向上の取り組みを積極的にしているか

出店アピール

- (1) 前向きな動機や、具体的な目標を持っているか
- (2) 独自性、先駆性、独自の営業努力等、今後の発展が期待できる評価ポイントがあるか

⇒応募内容審査項目については、3段階（A・B・C）又は2段階（A・C）で評価する。

審査基準について

上記項目に変更が生じる場合は、工賃向上計画推進専門委員会において意見を聴取する。